

1. 騒音問題

(1) 騒音対策

当町は、基地の北側に隣接し、滑走路が町の中心部をえぐるように延び、滑走路の進入表面に駅が存在するといった特殊な場所に位置している。また、国で指定した第1種区域が、町全体の約4割を占めている。そのために、通常の離着陸をはじめ基地の常駐機による旋回訓練やNLP、さらにヘリコプターによる低空飛行等、日夜騒音に悩まされ続けている。また、騒音問題は、航空機だけではなく、平成13年9月の米国における同時多発テロ以降、横田基地ではジャイアントボイス（拡声器）を使用した訓練が実施され、大音響やサイレン等が周辺住民に大きな不安を与えている。

町にとって基地周辺対策は重要な行政課題であり、騒音問題について積極的に取り組んでいる。

(2) 騒音調査の経緯

横田基地から発着する航空機の騒音調査は、昭和42年町議会騒音対策特別委員会が実施したものが最初の調査である。その後、町議会基地対策特別委員会が担当するようになり、昭和48年10月から東京都による24時間の固定調査が、箱根ヶ崎浄水場付近で開始された。平成9年4月より現在の瑞穂町農畜産物直売所「ふれっしゅほうす」に移設した。

町単独では、昭和60年12月に二本木670番地の瑞穂町立第三小学校（以下「三小」と言う。）の屋上に設置した。当時は、NLPが実施されるたびに、役場屋上に移動し騒音調査を実施した。その後、平成12年3月に三小から役場屋上に移設した。

当初、町独自の測定箇所は1か所であったが、平成11年4月に石原慎太郎氏が東京都知事に就任し、横田基地の軍民共用化が浮上すると、航空機による被害が甚大な瑞穂町として、より正確な情報と分析の必要性が生じたことから、同年12月、箱根ヶ崎民家（以下民家と言う。）と消防団第四分団詰所（以下詰所と言う。）に、実音モニターつきの測定器を設置した。

平成15年8月に瑞穂町の要請に基づき基地北側にあるヘリパッドが南に約1.7kmの場所へ移動したことに伴い、殿ヶ谷上空の飛行回数が減ったことから、近年市街地上空を飛行するヘリコプターの騒音測定を行うべく、詰所に設置していた測定器を役場屋上へ移設した。

平成24年10月、騒音測定器を更新し、平成25年度から適用されている新環境基準に拠る測定を行っている。

町以外の機関では、令和6年1月末現在、防衛省（北関東防衛局）が、滑走路北側、栗原、及び二本木地区及びむさし野地区に各1台、東京都が、箱根ヶ崎612（ふれっしゅほうす）に1台、それぞれ固定式の騒音測定器を設置し、測定を行っている。

(3) 騒音レベルのめやす

一般に騒音といわれる音は、①概して大きい音、②音色の不快な音、③音声聴取を妨害する音、④休養や安眠を妨害する音、⑤勉強や事務能力を妨げる音などとされている。

人間の耳で感じる音の大きさは、同じ物理的な強さの音でも周波数の高低により、異なった音に聞こえることがある。そこで、人間の耳に感じる音の大きさに近似させた量を測定できる騒音計が定められていて、この騒音計を用いて測定した数値を測定レベルといい、単位としては「デシベル」が用いられ、人が感じる感覚的な音の大きさを表している。この「デシベル」を日常生活に照らし合わせてみると次のようになる。

デシベル (dB)	騒音のめやす
120	飛行機のエンジンの近く
110	自動車の警笛 (前方 2 m)
100	電車が通るときのガード下
90	騒々しい工場の中
80	地下鉄の車内
70	電話のベル
60	普通の会話
50	静かな事務所
40	図書館
30	ささやき声
20	木の葉のふれ合う音

(出典：環境庁大気保全局編「騒音規制法の解説」)

W値 (WECPNL)・・・うるささ指数

加重等価継続感覚騒音レベル。国際民間航空機関が定める騒音についての国際基準。航空機の騒音レベルに加え、1日当りの観測された騒音回数を発生時間帯別(早朝、昼、夜、深夜)による重みづけを加味したもの。

防衛省が指定している住宅防音工事対象工事区域の指定規準として採用されている。

Lden

時間帯補正等価騒音レベル。エネルギー積分により騒音の総暴露量を評価できる等価騒音レベルのひとつで、夕方や夜間の騒音に重み付けをして評価するもの。

国際的な騒音の評価指標の主流になってきており、平成 25 年 4 月から、国内における航空機騒音に係る規準として採用された。(巻末資料参照)

(4) 町単独による測定

(ア) 概要

固定式測定器を民家と役場屋上に設置し、24 時間航空機の騒音測定を行っている。それぞれの測定器は、役場の中央局PCとオンライン化されている。随時データ収集を行い、分析及び集計作業をしている。

(イ) 測定条件

旧環境基準（平成 25 年 3 月まで）

明らかに航空機騒音と認められるピークレベル 70dB (A) 以上の騒音

新環境基準（平成 25 年 4 月以降）

暗騒音（ここでは航空機以外の騒音）より 10dB (A) 以上大きい航空機騒音

町では過去のデータとの比較のため、新基準への移行後も新旧両方の基準に基づいた集計を行い、町のホームページで公開している。

(ウ) 測定場所

(令和 6 年 1 月現在)

地区	所在地	用途地域	設置年月日	備考
箱根ヶ崎	箱根ヶ崎地内 (民家) ※滑走路北端から 約 700m	第一種低層 住宅専用地域	H11.12.28 (H24.9.28 更新)	役場にオンライン化
箱根ヶ崎	箱根ヶ崎 2335 番地 (役場屋上) ※滑走路北端から 北東に約 1 k m	近隣商業地域	H19.5.16 (H24.9.28 更新)	H12.3.10 に第三小学校から移動、その後 H19.5.16 に第四分団詰所から移動

(エ) 測定装置

●測定機器本体（役場内設置）



●測定マイク（役場屋上）



●中央局P C（役場執務室内設置、測定器からオンラインでデータを取得。）



(オ) 測定結果

瑞穂町役場における結果については、役場新庁舎建設工事に伴う騒音の影響により、正確な航空機騒音測定結果を得られないため、平成30年3月から令和2年10月まで公表していない。

【令和5年度】

(令和6年1月現在)

月	騒音発生回数		1日平均騒音発生回数		L d e n (単位：W)		ピークレベル最高値 (単位：dB)	
	箱根ヶ崎 民家	瑞穂町 役場	箱根ヶ崎 民家	瑞穂町 役場	箱根ヶ崎 民家	瑞穂町 役場	箱根ヶ崎 民家	瑞穂町 役場
4	1,224	789	40.8	26.3	60.1	51.7	109.1	100.5
5	1,420	1,289	45.8	41.6	62.5	53.1	110.0	101.4
6	1,282	1,194	42.7	39.8	59.7	50.2	108.0	96.4
7	1,200	848	38.7	27.4	61.6	49.4	106.1	93.4
8	1,421	943	45.8	30.4	59.0	48.7	102.4	92.9
9	1,359	1,121	45.3	37.4	61.5	50.6	97.4	88.5
10	1,112	887	35.9	28.6	59.4	49.3	101.3	86.3
11	1,144	828	38.1	27.6	59.2	48.8	104.0	92.9
12	804	537	25.9	17.3	61.6	50.0	111.2	99.2

【令和4年度】

月	騒音発生回数		1日平均騒音発生回数		L d e n (単位：W)		ピークレベル最高値 (単位：dB)	
	箱根ヶ崎 民家	瑞穂町 役場	箱根ヶ崎 民家	瑞穂町 役場	箱根ヶ崎 民家	瑞穂町 役場	箱根ヶ崎 民家	瑞穂町 役場
4	1,634	1,581	54.5	52.7	60.4	51.0	104.8	93.1
5	1,676	1,509	54.1	48.7	74.1	65.4	115.4	103.5
6	1,226	1,078	40.9	35.9	60.9	49.7	105.4	91.6
7	1,297	1,022	41.8	33.0	60.0	50.2	108.1	95.4
8	1,498	870	48.3	28.1	58.5	47.3	99.6	85.0
9	1,330	886	44.3	29.5	61.0	49.7	105.3	84.9
10	1,387	1,036	44.7	33.4	58.5	48.4	97.9	83.8
11	1,281	1,019	42.7	34.0	63.2	52.5	109.3	98.7
12	1,005	850	32.4	27.4	61.0	51.5	113.4	101.8
1	1,601	1,475	51.6	47.6	60.2	51.2	107.0	95.0
2	1,233	933	44.0	33.3	59.1	50.5	110.4	96.4
3	1,426	1,095	46.0	35.3	64.4	55.2	112.1	102.0
計	16,594	13,354	45.5	36.6	65.3	56.1	115.4	103.5

【令和3年度】

月	騒音発生回数		1日平均騒音発生回数		L d e n (単位：W)		ピークレベル最高値 (単位：dB)	
	箱根ヶ崎 民家	瑞穂町 役場	箱根ヶ崎 民家	瑞穂町 役場	箱根ヶ崎 民家	瑞穂町 役場	箱根ヶ崎 民家	瑞穂町 役場
4	1,663	1,360	55.4	45.3	58.3	51.0	97.0	99.1
5	1,435	1,276	46.3	41.2	59.9	49.3	105.6	92.1
6	1,271	1,215	42.4	40.5	59.4	50.1	98.9	89.9
7	1,238	938	39.9	30.3	62.0	50.2	106.0	93.3
8	1,345	661	43.4	21.3	59.0	48.2	99.9	87.6
9	1,174	753	39.1	25.1	59.9	47.9	106.8	95.1
10	1,130	892	36.5	28.8	61.6	53.8	108.2	101.9
11	1,487	1,248	49.6	41.6	61.4	52.3	109.5	97.7
12	971	782	31.3	25.2	59.5	50.5	110.4	100.5
1	1,326	1,183	42.8	38.2	56.1	48.5	102.3	86.7
2	1,104	897	39.4	32.0	57.9	49.9	107.4	97.4
3	1,410	1,143	45.5	36.9	58.5	49.6	98.3	89.9
計	15,554	12,348	42.6	33.8	59.7	50.4	110.4	101.9

【令和2年度】

月	騒音発生回数		1日平均騒音発生回数		L d e n (単位：W)		ピークレベル最高値 (単位：dB)	
	箱根ヶ崎 民家	瑞穂町 役場	箱根ヶ崎 民家	瑞穂町 役場	箱根ヶ崎 民家	瑞穂町 役場	箱根ヶ崎 民家	瑞穂町 役場
4	1,918	-	63.9	-	60.1	-	113.2	-
5	1,380	-	44.5	-	57.6	-	95.4	-
6	2,023	-	67.4	-	61.1	-	107.4	-
7	1,628	-	52.5	-	59.4	-	97.0	-
8	2,211	-	71.3	-	62.1	-	109.3	-
9	1,243	-	41.4	-	64.0	-	114.9	-
10	1,501	-	48.4	-	59.6	-	106.9	-
11	1,385	1,154	46.2	38.5	57.3	48.0	94.9	87.8
12	1,065	997	34.4	32.2	57.7	50.3	103.0	95.2
1	1,395	1,083	45.0	34.9	59.5	50.0	107.5	93.9
2	1,151	921	41.1	32.9	61.7	53.0	112.5	103.9
3	1,649	1,337	53.2	43.1	60.8	51.1	114.1	100.1
計	18,549	5,492	50.8	36.1	60.5	50.5	114.9	103.9

【令和元年度】

月	騒音発生回数		1日平均騒音発生回数		Lden (単位：W)		ピークレベル最高値 (単位：dB)	
	箱根ヶ崎 民家	瑞穂町 役場	箱根ヶ崎 民家	瑞穂町 役場	箱根ヶ崎 民家	瑞穂町 役場	箱根ヶ崎 民家	瑞穂町 役場
4	1,704	-	56.8	-	58.3	-	103.1	-
5	1,252	-	40.4	-	56.8	-	104.7	-
6	1,138	-	37.9	-	57.8	-	98.5	-
7	1,479	-	47.7	-	59.7	-	104.3	-
8	1,591	-	51.3	-	60.2	-	109.4	-
9	1,344	-	44.8	-	60.5	-	110.0	-
10	1,668	-	53.8	-	59.8	-	100.0	-
11	1,293	-	43.1	-	62.2	-	111.0	-
12	1,021	-	32.9	-	58.5	-	112.1	-
1	1,555	-	50.2	-	61.1	-	111.5	-
2	1,415	-	48.8	-	59.9	-	111.0	-
3	1,481	-	47.8	-	56.4	-	94.3	-
計	16,941	-	46.4	-	59.6	-	112.1	-

【平成30年度】

月	騒音発生回数		1日平均騒音発生回数		Lden (単位：W)		ピークレベル最高値 (単位：dB)	
	箱根ヶ崎 民家	瑞穂町 役場	箱根ヶ崎 民家	瑞穂町 役場	箱根ヶ崎 民家	瑞穂町 役場	箱根ヶ崎 民家	瑞穂町 役場
4	1,060	-	35.3	-	61.7	-	108.5	-
5	1,196	-	38.6	-	57.4	-	102.9	-
6	857	-	28.6	-	60.4	-	102.3	-
7	1,589	-	51.3	-	64.1	-	114.9	-
8	1,605	-	51.8	-	60.1	-	110.3	-
9	1,136	-	37.9	-	64.0	-	115.0	-
10	1,272	-	41.0	-	56.2	-	101.3	-
11	1,404	-	46.8	-	62.7	-	111.2	-
12	824	-	26.6	-	59.8	-	109.3	-
1	1,642	-	53.0	-	57.8	-	95.7	-
2	1,341	-	47.9	-	59.6	-	109.5	-
3	1,636	-	52.8	-	58.8	-	102.9	-
計	15,562	-	42.6	-	60.9	-	115.0	-

(5) 騒音等に対する苦情

横田基地に起因する様々な騒音等の被害に対し、住民から様々な苦情が寄せられている。近年は、低空で市街地上空を飛ぶC V-22オスプレイやC-130輸送機及びヘリコプターの旋回訓練や基地内の訓練、時々飛来してくる戦闘機の騒音、基地内のスピーカーの使用・音量に伴う苦情が寄せられている。

平成5年度以降の騒音等苦情件数（NLP時も含む）

（単位：件）

年度	5	6	7	8	9	10	11	12
件数	82	14	5	16	14	2	25	54

年度	13	14	15	16	17	18	19	20
件数	17	34	17	24	17	7	13	29

年度	21	22	23	24	25	26	27	28
件数	28	38	21	16	19	17	34	57

年度	29	30	元	2	3	4	5（12月現在）
件数	76	113	67	119	57	56	53